

令和4年成長型中小企業等研究開発支援事業
(中小企業技術基盤強化税制の活用促進事業)

調査報告書

令和5年3月

株式会社 リベルタス・コンサルティング

LIBERTAS
• • • •

目次

第 1 章 事業実施概要	7
1-1 本調査事業の背景・目的.....	7
1-2 事業実施内容.....	8
第 2 章 中小企業及び税理士に対する税制に関する意識調査	9
第 3 章 法人税申告を支援するサービスに関する調査	15
第 4 章 税制活用を促進するためのコンテンツの作成・周知	16

第1章 事業実施概要

本調査事業の実施概要は、以下の通り。

1-1 本調査事業の背景・目的

イノベーションは経済成長のエンジンであるとともに、人口減少や少子高齢化、地方における過疎化といった課題解決の鍵。足下では物価高騰による厳しい経営環境も見込まれるところ、将来にわたり企業が存続し、成長をしていくためには、一定の研究開発投資を行っていくことが必要。

中小企業の研究開発の課題の一つとして、「中小企業のイノベーションの在り方に関する有識者検討会」において「資金不足」が挙げられている。成長型中小企業等研究開発支援事業（Go-tech）等の補助金もあるが、イノベーションがどこから生まれてくるか事前の予測は困難であるところ、対象を幅広く設定し、安定的に資金確保の環境を整備するという観点からは、税額控除も有効。これまで、分野、業種、規模、機関等の制限を設けず、中小企業の自由な発想や市場原理を活用することを目的に、中小企業技術基盤税制（以下「税制」という。）において、試験研究費の一部を法人税から控除する制度により、企業の研究開発投資を後押ししてきた。実際に、税制活用企業のうち、6割以上が、研究開発投資の増加・維持に効果があると回答している。しかしながら、資本金 1 億円以下の中小企業170万社のうち約2割が研究開発を行っているという調査がある一方で、税制の活用事業者は約6000社と、全体の1割にも満たない。

令和元年度に行った「中小企業技術基盤強化税制（国税）及び中小企業者等の試験研究費に係る特例措置（地方税）の効果に関する調査」では、税制を活用していない企業のうち、約30%が「そもそも研究開発税制の存在を知らない」と回答しており、税理士からも「多くの税理士は研究開発税制について十分に理解できていない」という声が多くあった。以上のことから、中小企業の税制に対する認知度・理解度が低いことが、税制の活用率が低い原因の一つと考えられる。

このような状況を踏まえ、中小企業及び税理士に対する税制の認知度・理解度を高め、令和5年度以降の税制の更なる活用を促進し、中小企業の研究開発投資を後押しするため、その効果的な方法を調査し、周知を実施することが本事業の目的である。

1-2 事業実施内容

本調査事業では、大きく以下の3つの業務を実施した。

①中小企業及び税理士に対する税制に関する意識調査 ⇒ 第2章

i) 税制を活用している中小企業および税制を活用していない中小企業に対する税制活用の実態調査

税制の認知度・理解度調査や周知方法の検討のため、活用企業・被活用企業に対しヒアリングを実施した。ヒアリングはオンライン（Microsoft Teams）で実施し、実施が困難な場合は、代替として質問シートを送付しそれに回答していただく方法で実施した。

ii) 中小企業団体に対する税制活用に関する課題調査

中小企業に対し広いネットワークを持ち、中小企業を支援し、様々な情報提供をしている中小企業団体に対して、税制活用に関する課題についてヒアリング調査を実施した。

iii) 専門家等に対する税制活用の課題調査

税制活用にあたって中小企業を支援する専門家等に対して、税制活用に関する課題についてヒアリング調査を実施した。

②法人税申告を支援するサービスに関する調査 ⇒ 第3章

法人税申告ソフト・会計ソフト等、税額控除申請のために使用されているツールについて、税制活用のための申告書類への対応状況などについてインターネット等を通じて調査を実施した。

③税制活用を促進するためのコンテンツの作成・周知 ⇒ 第4章

上記①②の調査を踏まえ、中小企業の税制の認知度・理解度を高め、活用の促進に資するコンテンツを作成し、周知を行った。具体的には、税制に関するパンフレットとホームページを作成した。

第2章 中小企業及び税理士に対する税制に関する意識調査

中小企業及び税理士に対する税制に関する意識調査に関し実施した業務は、以下の通り。

(1)税制を活用している中小企業および税制を活用していない中小企業に対する税制活用 の実態調査

①ヒアリング先の選定

ヒアリング先の選定にあたっては、「令和4年度研究開発税制／中小企業基盤強化税制の利用実態等に関するアンケート調査」（経済産業省、令和4年8月実施）の調査結果をもとに行った。

アンケート調査結果から、令和1年度～令和3年度の期間において税制を利用していた企業を活用企業として、同期間において1年でも税制を活用していない企業を非活用企業として選定した。ヒアリング先は以下の通り。

	企業名	業種
税制活用企業	A社	化学製造業
	B社	機械製造業
	C社	金属製品製造業
	D社	建設業
税制非活用企業	E社	精密機器製造業
	F社	その他製品製造業
	G社	繊維製品製造業
	H社	機械製造業

②ヒアリング要旨

ヒアリング調査内容に対して以下のような示唆を得た。

【税制活用企業】

調査内容	意見・示唆
税制活用に至る経緯	<ul style="list-style-type: none"> ● 税額控除に関する様々な制度を自社にて調査した結果、当社は研究開発を軸に事業を行う企業であることから、この税制が最も適していると判断して活用に至った。 ● 元々研究開発の費用が大きく、税理士の先生からこの税制を紹介いただいたことがきっかけ。 ● 常に受注生産でユーザーニーズに合わせるために研究開発は継続的に必要なものであった。その中で会計事務所から制度について紹介いただいたことがきっかけで、当社は研究開発にかかる人件費も高く、加えて試作用の材料費などもかかるため、研究開発費が相当額だったため制度とマッチした。
税制活用の意思決定に影響のある者、また意思決定に至るに必要な情報	<ul style="list-style-type: none"> ● 経理部門で下調べを行い、最終的には代表者を含めて社内に報告し、活用が決定した。 ● 最終的には創業者が判断していたが、ちょうど事業承継のタイミングと重なったこともあり、社内委員会体制を構築し、そこで様々な情報を共有して決定することが大事だと思っている。
税制のおけるわかりにくい点・ボトルネック	<ul style="list-style-type: none"> ● 研究開発に専従する従業員がいない中、人件費をどうやって吸い上げるかが大きな課題であったが、社内で試行錯誤の上、日報形式で人件費の吸い上げを行い、今では日常の業務に落とし込むことができた。細かく管理したことで、結果として国税庁の調査でも指摘等なく終えることができた。 ● 税制に限らず税法は、基本として文字で説明されていて理解しにくいときがある。また必要書類も分かりにくく、重要なことが小さい文字で書かれている場合もある。 ● 自分は長年やってきて慣れているが、今後次世代に引き継ぐときは苦労すると思っている。
税制活用や研究開発に関する支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 顧問税理士は、この研究開発税制について詳しいと言える状況ではなく、自社努力によって活用してきた。 ● 研究開発税制Q&Aが見やすいのでそれを見つつ、分厚い税法を併用しながら学んでいる。 ● オープンイノベーション型は、共同先の大学の監査を税理士に対応していただかなければいけないので、税理士の協力は必須。
税制の認知度・理解度向上、税制活用促進に有効な方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 税制全般における情報は、付き合いのある証券会社や銀行などから収集するとともに、税制改正大綱は自分で見るようにしている。 ● 自社においては税制改正大綱を見たり、税務関係の業界誌を見たりしている。外部からは、金融機関、監査法人のメルマガ登録、法人会から情報収集している。

【税制非活用企業】

調査内容	意見・示唆
税制に関する認知度や制度を知ったきっかけ	<ul style="list-style-type: none"> ● 顧問税理士からの紹介ならびに支援機関からの案内 ● 税理士から制度について紹介があった。 ● 税務上の処理について、すでに知っていた。
税制を活用しない理由など	<ul style="list-style-type: none"> ● もともと制度活用を考えていたが、欠損年度のため活用できなかった。 ● 赤字のため（複数社より回答）。
税制活用の意思決定に影響のある者、また意思決定に至るに必要な情報	<ul style="list-style-type: none"> ● 顧問税理士に活用の有無を相談している（複数社より回答）。
税制のおけるわかりにくい点・ボトルネック	<ul style="list-style-type: none"> ● どういった項目が試験研究費にあたるのか、まだどのような資料を揃えれば良いか明確にわからず、資料作成に苦労した。ホームページで確認したり、税理士の指導を受けたりしながら解決していった。 ● 税法の理解・解釈が難しかった。 ● 人件費の吸い上げに関しては、開発部を作ることでスムーズに対応できた。
税制活用や研究開発に関する支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 申告に関しては顧問税理士に一任している。 ● 中小企業技術基盤強化税制の活用に関しては、顧問税理士以外から支援は受けていない。
税制の認知度・理解度向上、税制活用促進に有効な方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 各種の制度に関しては、支援機関や顧問税理士、金融機関からの案内が多い。 ● 税額控除や税申告に関しては、顧問税理士や取引先銀行などから情報提供を受けている。

(2)中小企業団体に対する税制活用に関する課題調査

①ヒアリング先の選定

中小企業に対し広いネットワークを持ち、中小企業を支援し、様々な情報提供をしている中小企業団体に対して、税制活用に関する課題についてヒアリング調査を実施した。

②ヒアリング要旨

ヒアリング調査内容に対して以下のような示唆を得た。

調査内容	意見・示唆
業界内での税制に関する認知度・理解度	<ul style="list-style-type: none"> ● 制度の使い勝手の問題もあるかもしれないが、そもそもの認知度はかなり低いのが実情だと思う。 ● 企業が研究開発や基盤技術という言葉聞いたときに、それが自社に当てはまるのかイメージしにくいのではないかなと思う。 ● イメージできたとしても、経費の部分で明確に分けられない。 ● 以上のように、制度活用に向けていくつかの障壁があると思われるが、まずは最初の段階で認知度が低いということだと思う。
中小企業からの研究開発費や税制に関する相談の有無・内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業者ヒアリングの際に、業務がニッチなので、自分で試作機を作ったりしているが、そういったものに使える税制がないという話を聞いた。これについては研究開発に該当する可能性があると思われるが、事業者にとっては自分たちで作ったものやカスタマイズしたものは使える税制がないという認識だと感じた。
税制におけるわかりにくい点・ボトルネック	<ul style="list-style-type: none"> ● 感度が高い経営者は自分で色々調べて、自社であれば研究開発税制にマッチする可能性が高いと判断した上で、税理士に相談すると思うが、そうでない経営者の場合は、何か使える税制がないかと漠然とした相談になると思う。研究開発税制の制度上、経理に関する知識だけでなく、研究開発の捉え方など業務についても一定の知見が求められることから、税理士にとっては研究開発税制の活用をおすすめしにくいのではないかなと思う。 ● そもそも何が研究開発にあたるのか、ということに関して明確な判断が誰も出来ないという点がボトルネックだと思う。例えば飲食店が、自社の売上向上のために、新しい料理を開発したとして、それが研究開発にあたるのかどうかを明確に答えることができないこと。 ● 中小企業における研究開発はこういった身近なものが多かったりするので、研究開発の対象を広げてほしいと商工会議所としても従前から要望しているところ。 ● 税理士の立場としては、税制を使って控除額の見込みを立てて申請したけれども、結果として認められずに見込みよりも控除額が少なくなってしまうと信頼関係にも影響が出てしまいますので税制を勧めにくいという背景もあると思う。流れとしては、中小企業から相談を受けて、税制活用に向けて一緒にやってみようというスタンスの方が税理士にとってもリスクが少ないのではないかな。
税制の認知度・理解度向上、税制活用促進に有効な方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 普段から中小企業を支援しているような支援機関などを介してパンフレット等を配布し、まずは制度の認知度を上げることが有効だと考えられる。税理士に関しては、前述のとおりリスクのことを考慮して、企業への案内に二の足を踏むケースもありうると思う。 ● 研究開発という言葉から、独自のラボがあって研究者を抱えてやっているようなケースを思い浮かべる企業は多いと思うので、そうではないところを伝えることができると良い。 ● パンフレットを手にした企業から見たときに、実際にいくらぐらい法人税を軽減できたのかという数字が気になるところだと思うので、そういったことも盛り込んでいただきたいと思う。

(3) 専門家等に対する税制活用の課題調査

① ヒアリング先の選定

税制活用にあたって中小企業を支援する専門家等に対して、税制活用に関する課題についてヒアリング調査を実施した。

② ヒアリング要旨

ヒアリング調査内容に対して以下のような示唆を得た。

調査内容	意見・示唆
業界内での税制に関する認知度・理解度	<ul style="list-style-type: none"> ● この税制に対するニーズが少ないのが実情。 ● よく利用されている税制としては、中小企業経営強化税制や中小企業投資促進税制、中小企業向け賃上げ促進税制であるが、これらは中小企業にとって身近でどの企業にも該当するものである。 ● 中小企業技術基盤強化税制の活用促進に向けては、実際にどれだけの企業が研究開発に携わっているのかということ、加えて、税理士が顧問先にどのような企業を持っているかが影響してくる。顧問先として研究開発型企業を多く抱えている税理士であれば、この税制について研修しているだろうが、そうでない場合は、制度としては知っていても、詳細までは理解していないと思う。
中小企業からの研究開発費や税制に関する相談の有無・内容	<ul style="list-style-type: none"> ● この税制が使いにくいひとつの理由として、研究開発に携わる人件費の捉え方が難しいという声がある。中小企業の場合、研究開発の専担者は置きにくい状況で多くの場合は兼担しているのが実情。 ● 地方においては、そもそもの対象となる企業が少なく、そういった支援先をもつ専門家も少ない。研究開発をやっているような中小企業は、地域の中核企業であったり、中堅どころであったりする。そのような背景もあり、税制のことを知ってはいるものの、理解するところまでは至っていないのが現状。実際に税制に関して企業から相談があった時に、詳しく中身を見て、そこで試験研究費などについて経営者に説明すると、そんなに難しいのであれば結構です、といった話になることもある。
税制におけるわかりにくい点・ボトルネック	<ul style="list-style-type: none"> ● 税額控除の制度に共通することだが、日本の中小企業は赤字の企業が約6割程度あり、これら赤字企業は税額控除を受けられない。これが税制活用を阻害しているひとつの要因だと思う。 ● 研究開発では、日々いろいろな研究開発が行われているが、自分がやっている研究開発がこの税制の適用を受けられる研究なのか分からない部分がある。実際に試験研究費として該当するものや、よくある質問などの例示は公開されているものの、実際のところ、研究開発はいままでやっていないことをやることなので、果たして自分が今やっている研究開発が、この税制に該当するのかの判断ができず、活用に対する不安につながっている。 ● 研究開発税制の関連資料もボリュームがあり、要はこれほどの内容を理解しないと使えないものと捉えられる。 ● 実際に使いやすい制度というのはシンプル。誰でも制度のことを容易に理解できるものであれば活用も高まる。人件費の集計も含めて、シンプルなものであること、これが普及の第一歩。 ● 中小企業とくに零細企業は、人材も資金もないので、そもそも研究開発を明確に区分することは難しい。基本は兼務しながらやっているので、人件費の区分が困難。研究開発の範囲を広げたり、具体的な例を示した

	<p>りするなど、零細企業でも使えるような形にしていればと思う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 税額控除なので、控除しきれない分は切り捨て、つまり繰り越し控除ができないことも活用しにくい理由かもしれない。大企業のように毎年試験研究費があつて、それが毎年度、継続的に行われるのであればいいが、実態として多くの中小企業は、数年に1回のようなものであることが多い。 ● 税制活用に向けて前向きな企業があれば、背中を押してあげたいと思っている。地方税の特例措置もあり、そういったメリットの周知も効果があるかもしれない。他にはソフトウェア開発が加わったことで、今後のDX促進の中で、製造業に限らない税制活用もあると思う。そういった事例がまとまっていれば、支援先におすすめることも出来る。 ● 概要資料に試験研究費に含まれないものについて記載があるが、要はここに書いてあることから分かるように、既存のものは基本的に該当しない。他方、中小企業にとっては、世の中の既存のものを調べるところから始まるが、それを中小企業が調べることができるのか、という課題がある。そういったことに対応できるような問合せ窓口またはツールがあるといいのかなと思う。 ● 特許のようなものであれば探すことができるが、研究開発における既存のものというのは探すことができない。
<p>税制の認知度・理解度向上、税制活用促進に有効な方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 他の税制よりは控除限度額が高めに設定されていることは魅力ではあるが、結局のところはそれが認知度や理解度の面から伝わっていない。満遍なく周知するよりもある程度絞り込んでやっていく、例えば、一定の利益が出ていて、これから研究開発をやっていく必要があるような企業に対してアプローチする等。具体的な事例を用いながら周知していった方がよい。こうすることで支援先としてこのような企業を持っている専門家に対して効果的な周知につながると考えられる。

第3章 法人税申告を支援するサービスに関する調査

法人税申告を支援するサービスに関する調査に関し実施した業務は、以下の通り。

(1)法人税申告ソフト等の整理

①法人税申告ソフト等の一覧作成

法人税申告ソフト・会計ソフト等、税額控除申請のために使用されているツールについて、税制活用のための申告書類への対応状況などについてインターネット等を通じて調査を実施した。

前段第2章(1)の企業ヒアリングにて、現在利用している法人税申告ソフトを確認した結果、「A製品」と「B製品」の2種を利用しているとの情報を得た。ヒアリングにおいて、これらの2製品はともに税制控除のための申告書類に対応していることをとのことであった。会計ソフトにデータを入れ込む前のデータ、例えば、研究開発にかかる人件費の抽出については、社内で管理方法や管理体制を構築するなど各社において工夫が見られた。

【A製品】

特徴：法人税、地方税の約290種類の別表作成が可能で、申告書作成を効率化する法人税申告ソフト

【B製品】

特徴：法人税別表、地方税様式の自動計算によって入力作業を効率化する法人税申告ソフト

第4章 税制活用を促進するためのコンテンツの作成・周知

第2章及び第3章の調査結果を踏まえ、中小企業の税制の認知度・理解度を高め、活用の促進に資するコンテンツを作成し、周知を行った。具体的には、税制に関するパンフレットとホームページを作成した。

①パンフレットの作成

税制の活用促進に向けて、まずは制度の存在を知ってもらうことを最優先の目的として、デザイン面では見やすく親しみの持てるデザインとし、控除額の事例やヒアリングを通じて得られた利用者の声を掲載した。パンフレットデザインは以下の通り。

<パンフレット仕様>

サイズ：見開きA3サイズ、二つ折り仕上りA4サイズ

適用対象者

中小企業者等（以下①～④）

- ① 資本金または出資金の額が1億円以下の法人
- ② 資本金または出資金を有しない法人のうち、常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
- ③ 常時使用する従業員数が1,000人以下の個人事業主等
- ④ 農業協同組合等

※大企業の子会社等、対象にならない場合がございます。
 ※上記に該当しない場合でも、研究開発税制の一般型（大企業向け）が活用できる可能性があります。
 ※詳細は、下記の参考資料等をご確認ください。

税制に関する窓口及び相談機関

- ① 国税に関する窓口及び相談機関
 国税庁及び全国12の国税局（事務所）に電話相談センターが設置されており、国税に関する質問又は相談に応じています。また、国税庁ホームページにおいて、各種手続の概要・届出書等の様式などが掲載されています。
 国税庁ホームページ：<https://www.nta.go.jp/>
- ② 地方税に関する窓口及び相談機関
 都道府県や市町村においても、税の相談に応じていますので、各自自治体にお問い合わせください。

参考資料等

経済産業省ホームページ
 「研究開発税制」「特別試験研究費税額控除制度」など適宜情報提供しております。
https://www.meti.go.jp/policy/tech_promotion/tax.html

中小企業税制パンフレット<令和4年度版> p.33～p.35
https://www.chusho.meti.go.jp/zalmu/zeisei/pamphlet/zeisei_r4.pdf

国税庁「研究開発税制について(概要)」
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5441.htm>

中小企業向け 研究開発税制

（中小企業技術基盤強化税制）

研究開発を行っている場合は、法人税額を軽減できる可能性があります

※対象となる経費は、研究開発に係る人件費、減価償却費、委託研究費など

最大で法人税額の45%を軽減できます

大学や国の研究機関等との共同研究や委託研究等を行っている場合も対象になります

新技術の開発、改良を考えていませんか？
研究開発を後押しする制度があります



中小企業向け研究開発税制 中小企業技術基盤強化税制とは

中小企業技術基盤強化税制とは、企業が研究開発を行っている場合に、法人税額から、試験研究費の額に税額控除割合（12%～17%）を乗じた金額を控除できる制度。控除できる金額は、原則として、法人税額の25%が上限。



税制活用事例

税制活用事例①：化学工業製造業の事例

<ul style="list-style-type: none"> ■ 売上高 20 億円 ■ 試験研究費 1 億 2 千万円 ■ 控除率 12% ■ 法人税額 4 0 0 0 万円 	➔	法人税額の軽減額 1,000万円
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---	----------------------------

税制活用事例②：食品製造業の事例

<ul style="list-style-type: none"> ■ 売上高 6 億円 ■ 試験研究費 3 千万円 ■ 控除率 17% ■ 法人税額 2 0 0 0 万円 	➔	法人税額の軽減額 510万円
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---	--------------------------

税制を活用している企業の声



- ✓ 当社は**研究開発を事業戦略の軸**としている企業で、その他の税額控除制度よりも中小企業技術基盤強化税制が最も当てはまりました。
- ✓ 研究開発したものが必ずしも利益になるとは限らない中、税制によって還元を受けられれば、**次の開発費を増やすことができる。**
- ✓ **設備投資だけでなく、研究開発に従事した人件費も控除対象**に含めることができるのは良い。該当する人件費を算出するために、社内の管理体制を見直す必要はあったが、一度構築できればその後は日常業務の一環として回している。
- ✓ 税制のことをよく分かっていなかったが、税理士など普段から当社をサポートしてくださっている方や知人も含めて**各方面に相談することで、税制活用につながった。**



対象経費の解説

試験研究費とは・・・

(1) 製品の製造等に係る試験研究費

製品の製造もしくは技術の改良、考案もしくは発明に係る試験研究のために要する費用で、下記の①～④が該当します。

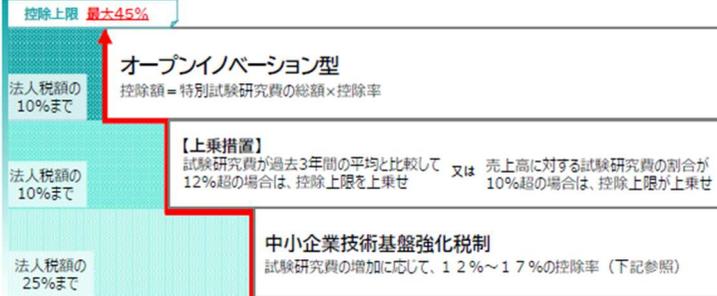
- ① 試験研究を行うために要する原材料費、人件費及び経費
- ② 試験研究のために外部に支払う委託研究費
- ③ 技術研究組合に支払う賦課金
- ④ 試験研究のために使用する減価償却資産の減価償却費

(2) サービス開発に係る試験研究費

対価を得て新たな役務の開発（サービス開発）に係る試験研究のために要する費用で、下記の①～③が該当します。

- ① 試験研究を行うために要する原材料費、人件費（専ら従事する情報解析専門家に対するものに限る）及び経費
- ② 試験研究のために外部に支払う委託研究費
- ③ 試験研究のために使用する減価償却資産の減価償却費

控除上限 法人税額の何%まで軽減できるか



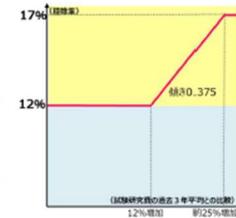
控除率 試験研究費の何%を税額控除できるか

過去3年間の試験研究費と比較し、その増減率によって控除額が算出されます。

試験研究費が過去3年間の平均と比較し12%超の場合
【12% + (増減試験研究費割合 - 12%) × 0.375】（※最大17%）

試験研究費が過去3年間の平均と比較し12%以下の場合
【一律12%】

売上高に対する試験研究費の割合が10%の場合も、控除率の上乗せ措置があります。詳細は次ページの参考資料等をご確認ください。



②パンフレットの周知

中小企業へ広く周知を図るため、普段から中小企業を支援している支援機関等を対象にパンフレットを発送した。印刷部数及び発送先は以下の通り。

印刷部数：10 万部

発送先機関（※但し、事前連絡の上で了承いただいた機関のみに発送）

- ・全国の税理士会
- ・全国の公設試験研究機関
- ・よろず支援拠点運営する支援機関
- ・成長型中小企業等研究開発支援事業（Go-Tech）の事業管理機関

③ホームページの作成

パンフレットのデザインを踏襲しつつ、ホームページ用のHTML案を作成した。

ホームページ画面キャプチャ

